

社会福祉法人伸生双葉会理事、監事並びに評議員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の3第5項及び社会福祉法人伸生双葉会定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 非常勤の理事及び監事 報酬

(2) 評議員 報酬

(報酬の額の算定方法)

第3条 非常勤の理事及び監事に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき3,000円とする。

2 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき3,000円とする。

3 定款第13条第5項の規定に基づく評議員会の決議省略手続き及び定款第26条第2項の規定に基づく理事会の決議省略手続きにおいて、役員等が意思表示を行った場合には、決議省略手続き1回につき3,000円を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤の理事及び監事並びに評議員に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度、支給する。

2 報酬は、通貨をもって本人に支払う。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成30年3月23日から施行し、平成29年6月16日から適用する。